

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219
地域名 (地域内農業集落名)	本庄 (長坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月6日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農家17戸で農地面積は17.4haであり、水稻栽培(うるち米と酒米)15.9ha、畑作(黒大豆等)1.5haである。農地のほとんどは、約30年前に圃場整備が完了しているが、農道、水路及びため池の附帯施設などの経年劣化が進みつつある。このため、多面的機能支払交付金事業に係る活動団体として、地域住民により、農道・水路・ため池及び農用地などの農業施設の適正な維持管理に努めている。なお、人・農地プランは作成していない。農家17戸のうち65歳以上の農業者は、12人(戸)と高齢化が進んでおり、耕作が困難な農家は、地区外の担い手や近隣農家に耕作を委託している。また、耕作面積が1ha未満の農家が9戸あり、農業収入のみによる農業経営が困難であり、後継者も経営の存続には消極的な状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、普通米(コシヒカリ・どんとこい等)と酒米(山田錦)を中心に水稻栽培を行っていくとともに、収益向上のため、高収入作物(黒大豆・トウモロコシ・さつま芋等)の栽培について検討を進める。また、農業者の高齢化に伴い、農作業の効率化を図るため、可能な限りスマート農業を進めていくとともに、後継者の意向を踏まえ、近隣農家(若手農業者)や地区外の担い手への耕作委託を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向のある近隣農家や地区外の担い手を募り、関係者で協議を行った上で、農地を集積・集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、農業者や関係者で調整の上、農地中間管理機構を利用して、農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地のほとんどが圃場整備済みのため、基盤整備事業に取り組む予定はない。ただし、地域計画のエリア外の未整備農地について、農地所有者から基盤整備の要望があれば、同エリアへの参入を前提に検討していくことになる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区の農地は、地域で守っていく必要があるため、当地区内の若手農業者を募っていくが、これが困難な場合は、地区外の担い手や規模拡大意向のある農家を募っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
薬剤散布の防除作業は、農業協同組合等へ委託実施しており、今後も継続していく。また、農作業の効率化が期待できるものは、必要に応じて農業支援サービス事業者へ委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①当地区の一部の区域において、猪・鹿・アライグマ・ヌートリアが出没しており、農作物の被害が拡大するおそれがあることから、獣害防止柵の設置について検討を進める。
 ③効率的な農業を目指し、先進的な技術を用いたスマート農業を進めていく。
 ⑧多面的機能支払交付金事業を活用し、農業施設の適正な維持管理を行っていく。
 ⑩近年の異常気象による豪雨により被害が発生した場合は、農業者個人への経済的な負担がないよう、関係機関・団体に支援制度の充実を求めている。また、農地の集積・集約化に伴い、担い手等が耕作する農地の所有者の相続に関し、これまでと同様の相続税課税について、関係省庁において見直しがされるよう、関係機関等に要望していきたい。